

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認熊本地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

国民年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 11 件

国民年金関係 9 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年12月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から39年3月まで
② 昭和39年12月から40年3月まで
③ 昭和40年12月から43年3月まで

「ねんきん特別便」でのお知らせで、申立期間について、国民年金保険料が未納とされており、社会保険事務所に記録確認の調査を依頼したが、申立期間については納付の事実が確認できないとの回答をもらった。申立期間当時、国民年金保険料は両親が自宅に集金に来た町内の役員に納付していたので、当該期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

②の申立期間については、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和39年8月14日以降に家族4人（姉、申立人、叔父及び申立人の元妻）に連番で払い出されており、当該期間において、申立人の両親と一緒に国民年金保険料を納付していたとする元妻や姉は納付済みであることから、申立人の保険料も納付していたものとするのが自然である。

一方、①の申立期間については、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、当該期間の一部は時効により国民年金保険料を納付できない期間であるとともに、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない上、申立人の両親と一緒に保険料を納付したとする申立人の元妻及び姉も当該期間の保険料は未納となっている。

また、③の申立期間についても、申立人の両親と一緒に国民年金保険料を納付したとする申立人の元妻の保険料は未納となっている。

さらに、①及び③の申立期間については、申立人の両親が申立人の国民年

金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）が無い上、申立人は保険料の納付に関与しておらず、申立人の両親も既に死亡しているため保険料の納付状況が不明であり、ほかに当該期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和39年12月から40年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年10月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年10月から39年3月まで

申立期間当時、町内の人が集金に来ていた。国民年金保険料の納付を始めて6か月間の未納の覚えは無い。納付済みであることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と比較的短期間であるとともに、申立人及び申立人の夫は、申立期間以後の国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付しており、申立人夫婦の保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みとなっており、申立期間の前後を通じて申立人の仕事や住所に変更は無く、生活状況に大きな変化は無いとしていることから、国民年金保険料の納付が困難であったとは考え難く、申立期間のみが未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

熊本国民年金 事案 304

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年12月から46年9月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年12月から46年9月まで

国民年金保険料納付記録を照会したところ、昭和43年12月から46年9月までの国民年金保険料は納付及び免除事実無しとの回答があった。母が国民年金の徴収員でもあり、当該期間について免除申請を行ったと思うので未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、国民年金保険料の免除申請手続きをしたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年7月以降に払い出されていることから、社会保険事務所が国民年金手帳記号番号の払出し以前の期間の免除申請を承認することは考えられず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、母親が国民年金の加入手続きをしたと主張しているが、申立期間について、申立人の母親が免除申請を行ったこと示す関係資料が無く、その母親は既に死亡しているため、申立期間における国民年金の加入状況及び国民年金の免除申請状況が不明である。

さらに、A町の国民年金被保険者名簿においても、申立期間については、国民年金保険料を免除されていたことを示す記録を確認することができず、保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から同年6月まで
申立期間の私の国民年金保険料は、母親が町内会長宅に毎月持参して納付していたので、当該期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金保険料については、申立人の母親が納付していたと主張しているが、納付したとする金額と当時の保険料額に相違がある上、申立人の母親が申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）が無いとともに、申立人自身は保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の母親も既に死亡しているため、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によると、昭和36年1月30日ごろにいったん払い出されたものの、37年9月ごろに取り下げられ欠番となっており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人の母親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 6 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 6 月から 46 年 3 月まで

昭和 49 年ごろ、近所の集金人に国民年金の加入を勧められたので、私が市役所に出向き、夫婦二人の国民年金の加入手続を行った。そのとき、市役所の担当者から、過去の分の国民年金保険料を全部納付しなければ加入できないと説明されたので、昭和 36 年 4 月分から 46 年 3 月分までの保険料を夫婦二人分で約 10 万円納付したはずである。

申立期間について、国民年金保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、昭和 50 年 12 月 25 日に申立人及び申立人の夫に係る国民年金保険料 11 万 8,500 円を特例納付及び過年度納付していたことが、申立人が所持する国民年金保険料現金領収証書及び年金手帳に記されたメモ並びに社会保険事務所が保管する申立人及び申立人の夫に係る特殊台帳の記録から確認できるものの、これらの特例納付及び過年度納付された保険料は、申立期間とは別の未納期間に係るものである。

また、申立人は、国民年金保険料をまとめて納付したのは一度だけであったとしており、申立人が申立期間に係る保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い上、申立期間に係る保険料を納付していたことをうかがわせる事情、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年3月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年3月から47年3月まで

申立期間の納付を証明できる資料は無いが、私が20歳のときに、母親が私の国民年金の加入手続きを行い、近所の集金人に私の国民年金保険料を毎月納付していたはずなので、申立期間について国民年金保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い上、申立人及び申立人の母親は、申立人の国民年金の加入^{あいまい}手続きを行った時期及び申立期間当時の保険料の金額に関する記憶が曖昧であり、申立期間に係る国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人及び申立人の母親は、申立期間の国民年金保険料の納付方法について、「一括納付は行っておらず、毎月集金人に納付した。」と主張しているものの、申立人が所持する国民年金手帳の発行日は、昭和47年5月1日と記載されており、社会保険事務所の記録からも申立人に係る国民年金の加入手続きは47年ごろに行われたことが推認でき、その時点では、申立期間の大部分は過年度保険料となり、集金人に納付することができない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 8 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 8 月から 59 年 3 月まで

私が、20 歳のときに、父が国民年金の加入手続を行い、納税組合長宅に税金等と一緒に家族全員分の国民年金保険料を持参していた。加入後の 3 か月は国民年金保険料を納付しているにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 59 年 5 月以降に払い出されたと推認され、申立期間の国民年金保険料は過年度保険料となり納税組合には納付できない上、申立人の父親が、申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）が無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、社会保険事務所が保管する特殊台帳によると、昭和 58 年 5 月から 59 年 3 月までの期間について、同年 6 月に納付書発行、60 年 2 月に集合徴収と、申立人に対して未納保険料の催告が行われた事跡があることから、申立期間当時、未納となっていたことがうかがえる。

さらに、申立人は、申立期間直前である国民年金加入直後の昭和 58 年 5 月から同年 7 月までの 3 か月分の国民年金保険料が納付済となっていることを申立ての理由として主張しているが、58 年 5 月から同年 7 月までの保険料は、申立人が、59 年 7 月から同年 9 月まで厚生年金保険被保険者であったにもかかわらず、国民年金保険料を重複して納付していたことが判明したため、60 年 3 月 5 日に、重複分の保険料を未納であった当該期間の保険料に充当（差額分は還付）処理されたものであることが、社会保険事務所の記録により確認でき、その事務処理に不自然さはいくつかあるが、申立期間当時、当該期間に

ついて納付していたとする申立人の主張には不自然な点が見られる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで

昭和 40 年 4 月ごろに社会保険事務所で国民年金の加入手続を行い、当時未納期間であった 36 年 4 月から 41 年 3 月までの 5 年分の国民年金保険料を同事務所で一括納付したのに、申立期間が未納とされていることに納得できない。

なお、昭和 41 年度の私の年金記録は納付済みとなっているが、私は同年度の国民年金保険料を納付した記憶は無い。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 42 年 7 月に払い出されたものと推認され、その時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付できない期間であるとともに、社会保険事務所において、40 年 4 月前後の期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿を調査した結果、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立人は、40 年 4 月ごろは国民年金に未加入であり、申立期間を含む 5 年分の保険料を一括で納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）が無い上、申立人が一括納付したとする金額は、実際の保険料額と大きく異なっており、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、社会保険事務所及びA市の記録から、申立人は、昭和 42 年 7 月に同市で国民年金の加入手続を行った後、社会保険事務所において、その時点で納付することができる 40 年 4 月から 42 年 3 月までの保険料を一括納付したと考えるのが自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 4 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月から 41 年 3 月まで

昭和 41 年 4 月ごろに社会保険事務所で国民年金の加入手続を行い、当時未納期間であった 36 年 4 月から 41 年 3 月までの 5 年分の国民年金保険料を同事務所で一括納付したのに、申立期間が未納とされていることに納得できない。

なお、昭和 41 年度の私の年金記録は納付済みとなっているが、私は同年度の国民年金保険料を納付した記憶は無い。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 43 年 5 月に払い出されていたものと推認され、その時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付できない期間であるとともに、社会保険事務所において、41 年 4 月前後の期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿を調査した結果、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立人は、41 年 4 月ごろは国民年金に未加入であり、申立期間を含む 5 年分の保険料を一括で納付することはできなかつたものと考えられる。

また、社会保険事務所が保管する特殊台帳により、申立人が昭和 55 年 6 月に第 3 回特例納付により 36 年 4 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料を一括納付していることが確認できることから、55 年 6 月までは、申立人の 36 年 4 月から 39 年 3 月までの年金記録は未納であったと考えられ、41 年 4 月ごろに 36 年 4 月から 41 年 3 月までの保険料を一括納付したとする申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）が無い上、申立人が一括納付したとする金額は、実際の

保険料額と大きく異なっており、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、社会保険事務所及びA市の記録から、申立人は、昭和43年5月に同市で国民年金の加入手続を行った後、社会保険事務所において、その時点で納付することができる41年4月から43年3月までの保険料を一括納付していたと考えるのが自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年3月から同年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年3月から同年5月まで

昭和53年3月に会社を退職後、直ちにA町役場で国民年金の加入手続を済ませ、その場で1か月分の国民年金保険料を納付し、その後は、毎月役場の収入役室で納付した。

申立期間当時、妻も国民年金を納付しており、私の分が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年3月にA町役場で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、A町が保管する申立人の国民年金被保険者名簿には、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和47年12月に被保険者資格を取得し、厚生年金保険に加入することとなった48年2月に資格喪失した記録があるのみで、申立期間に係る国民年金の再取得手続を行ったことを確認できる記録が無いことから、申立期間に係る国民年金保険料の納付書は発行されなかったものと推認され、申立期間は未加入期間であることから、国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人の妻は、申立期間当時、国民年金保険料を納付しているものの、任意加入被保険者であったため、申立人の厚生年金保険資格喪失により、申立人の妻は任意加入被保険者から強制加入被保険者への切替手続が必要であったが、妻の国民年金加入記録では、申立期間当時、任意加入被保険者のまま納付していることから、申立期間当時、夫婦共に国民年金に係る手続を行っていなかったものと推認できる。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたこ

とをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 11 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 11 月

昭和 54 年 11 月は、A村に居住し、それまで勤務していた会社を退職後すぐに同村役場で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したので、未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）が無い上、申立人が納付したとする金額は、申立期間当時の保険料額と相違し、保険料の納付に係る申立人の記憶は曖昧であるため、保険料の納付状況が不明である。

また、社会保険事務所の特殊台帳及びA村の国民年金被保険者名簿のいずれの記録においても、申立人が申立期間直後の昭和 54 年 12 月から国民年金に加入していることが確認できるのみであり、申立人は、申立期間は国民年金に未加入であることから、申立期間に係る保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、社会保険事務所で見た申立人の特殊台帳には記録が訂正された跡が複数見られることなどから記録の正確さに疑問を呈しているが、これらは、申立人が申立期間の直前の期間から直後の期間にかけて、国民年金から厚生年金保険に種別変更し、国民年金保険料を納付し続けた期間の記録を訂正の上、当該期間の保険料を後日還付した記録を示すものであり、申立期間の保険料を納付したことを裏付けるものであるとは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないため、申立人のA事業所における資格喪失日（昭和42年4月1日）に係る記録を取り消し、昭和41年3月1日に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年12月16日から40年4月1日まで
② 昭和41年3月1日から42年4月1日まで

私は、昭和39年12月16日から42年3月31日までA事業所に在籍していたのに、申立期間が厚生年金保険被保険者になっていない。

A事業所が発行した在職期間証明書と一緒に働いていた同僚の名前を記載した資料を提出するので、申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の②の申立期間の厚生年金保険被保険者資格に係る記録については、A事業所から提出された在職期間証明書、勤務記録カード等により、申立人がA事業所に昭和42年3月31日まで勤務していたことが認められる上、同僚の厚生年金保険の資格喪失日は、いずれも勤務記録カードに記載された退職日の翌日に資格喪失しており、41年3月以降、申立人の勤務形態に変更は無く、継続して事務補佐員であったことが勤務記録カードから確認できることから、申立人が②の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたこと、及び事業主は、申立期間に係る保険料納付義務を履行していないことが認められるとして、既に当委員会で決定したあっせん案の報告に基づく平成20年6月24日付け総務大臣の年金記録に係る苦情のあっせんが行われ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例に関する法律第1条第1項の規定により、資格喪失日が昭和42年4月1日に、標準報酬月額が1万円に訂正されている。

しかし、事業主から、当該あっせん後の平成 21 年 1 月 26 日に新たな資料である申立人に係る共済組合の年金加入期間確認通知書が提出され、同通知書によれば、申立人は、②の申立期間について、共済組合加入期間であったことが確認できるため、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていなかったことが明らかである。

これら事実及び新たに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として②の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

一方、①の申立期間については、新たに提出された関連資料等はなく、このほかに保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として①の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 11 月 4 日から 36 年 12 月 31 日まで
申立期間について、脱退手当金を受け取った覚えが無いので、厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間前の昭和 27 年 11 月 11 日から 31 年 8 月 21 日まで勤務していたA社について、脱退手当金を 1 万円ぐらい受給したと主張しているが、社会保険庁の記録では、当該事業所の厚生年金保険被保険者期間とその後勤務した申立期間に係るB社の厚生年金保険被保険者期間を合わせて脱退手当金が支給決定されており、その金額は申立人が受給したとする金額とほぼ一致していることから、二つの期間を合わせて脱退手当金の請求を行ったと考えられ、申立内容には不自然な点が見られる。

また、申立期間に係る脱退手当金については、厚生年金保険被保険者資格喪失日から 5 か月後に支給決定され、申立人の厚生年金保険被保険者記録に基づき処理されており、その支給額もほぼ一致しているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。